

令和7年度 たじっこクラブ利用負担金の減免制度のご案内

たじっこクラブを利用されている方の中で、一定の要件のもとに利用負担金を軽減する制度についてご案内します。（「多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則」に基づく制度）

【対象となる方と減免割合】

A. 生活保護を受給している世帯の方・・・利用負担金の全額減免

B. 市町村民税が非課税の世帯(※1)の方・・・利用負担金の半額減免

(※1)児童と同居世帯員全員の令和7年度の市町村民税（前年の所得等で計算）が非課税である世帯

☆☆☆☆申請に必要なもの☆☆☆☆

A、B共通・・・たじっこクラブ利用負担金減免申請書（別記様式第7号）



A. 生活保護を受給している世帯の場合

①生活保護決定（変更）通知書又は生活保護受給証明書の写し

B. 市町村民税が非課税の世帯の場合

①世帯全員が利用年度の市町村民税が非課税であることを証するもの
（令和7年度の市町村民税非課税証明書の写し）



◎証明書の添付がない申請書は受け付けできません。特に非課税証明書の取得可能となる時期は、5月下旬～6月中旬のため、詳しい時期は市役所市町村民税担当課にお尋ねください。

◎課税対象となる収入が一切なく、保護者等に扶養されているお子さんは、非課税証明書の提出は不要です。

☆☆☆☆手続きのながれ☆☆☆☆

①申請	教育推進課又はたじっこクラブへ申請書類を提出 ・ <u>提出期限：令和7年7月1日</u> ◎令和7年4月1日時点で生活保護受給世帯に該当する方は、4月からの申請が可能です。非課税世帯に該当する方は、令和7年度の非課税証明書が取得できるようになってから提出が可能です。
②審査	令和7年度市町村民税の課税状況や世帯構成など、減免を受けるために必要な課税台帳その他の資料について、教育推進課で確認する場合があります。
③決定	減免の承認または却下を決定し、決定通知書を申請者ご本人へ送付
④還付	減免が承認された場合、納付済みの令和7年度の利用負担金から減免で生じた差額分を、利用負担金の登録口座に還付

裏面に続く

★★★★★令和7年度 手続きのスケジュール★★★★★

以下のスケジュールは、Bの非課税世帯の方が7月1日までに申請された場合のものです。

【通年利用の場合】

4月30日	4月分納付期限	} 利用負担金を毎月納付（午後5時まで利用の方は4,000円、午後6時まで利用の方は6,000円、午後7時まで利用の方は7,000円を納めていただきます。）
6月2日	5月分納付期限	
6月30日	6月分納付期限	

7月1日 減免申請書提出期限

7月中旬頃 減免の承認または却下を決定し、申請者に通知

7月末頃 4月～6月の納付済額から、減免割合に応じた額の利用負担金を登録口座へ還付

7月末以降 半額減免の方は、毎月月末に半額になった利用負担金を登録口座から振替
（月末が土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日。12月は25日に振替）

◎半額減免が承認された場合（※1人あたり）

	午後5時まで利用	午後6時まで利用	午後7時まで利用
納付済額 4～6月分	12,000円 (4,000円/月×3ヶ月)	18,000円 (6,000円/月×3ヶ月)	21,000円 (7,000円/月×3ヶ月)
還付額 4～6月分	6,000円 (2,000円/月×3ヶ月)	9,000円 (3,000円/月×3ヶ月)	10,500円 (3,500円/月×3ヶ月)
7～翌年3月分までの 納付予定額	2,000円 (8月のみ4,000円)	3,000円 (8月のみ6,000円)	3,500円 (8月のみ7,000円)

※滞納がある場合は滞納分に充当いたします。還付額が異なることがあるため、ご注意ください。

※年度の途中や月の途中から利用を開始された場合や、時間の登録区分を月単位で変更された場合、休止届で利用休止期間がある場合などは、上記と金額が異なります。



【夏休みのみの利用の場合】

7月1日 減免申請書提出期限

7月中旬頃 減免の承認または却下を決定し、申請者に通知

◎半額減免が承認された場合（※1人あたり）

7月31日 7月分の利用負担金の半額を口座振替で納付

・午後5時まで利用 720円、午後6時まで利用 1,080円、午後7時まで利用 1,260円

9月1日 8月分の利用負担金の半額を口座振替で納付

・午後5時まで利用 3,360円、午後6時まで利用 5,040円、午後7時まで利用 5,880円

減免申請書は、提出期限後でも提出することができます。ただし、減免の承認が決定されるまでの利用負担金は、減免前の金額で納付し続けていただく必要があります。

【問合せ先】

多治見市教育委員会教育推進課
TEL 0572-23-5904（ダイヤルイン）